意見書について

本学校運営協議会では、保護者の皆様の、教員の授業その他の教育活動に関するご意見につきまして、下記により承ります。本校教育活動の一層の向上に向け、学校と連携しながら取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

(1) 意見書の様式及び入手方法

意見書については、大阪府の規則により様式が規定されています。また、お子様を通じて用紙をお渡しすることもできます。

(2) 意見書の送付方法

- ・本校あてに、封書にて郵送。(学校運営協議会の事務局が対応し、学校運営協議会 に 意見を伝えます。)
- ・本校事務室に設置の専用箱に投函。(同上)

(3) 留意事項

- ・いずれの場合も、お子様の学年、組、番号、名前及び保護者の名前、連絡先など、様 式に定められた必要事項について必ずご記入ください。
- ・学校運営協議会へのご意見の提出は、文書による方法のみとなっております。電話や 口頭による意見の伝達はお受けできませんのでご了承ください。
- ・いただいたご意見につきましては、学校運営協議会としての調査審議を行う上で、必要に応じて直接ご本人に詳しい説明をお願いするなど、ご協力をお願いすることがあります